敬老祝い金支給事業の 見直しについて

健康課

〇事業目的

- ・本町居住高齢者に対する 長寿と健康の祝福(敬老意識の高揚)
- ・住民福祉の向上への寄与

⇒節目年齢高齢者へ敬老祝金の支給

〇中井町敬老祝金給付条例(1)

(目的)

第1条 この条例は、本町居住の高齢者に対し、長寿と健康を祝福 し、敬老祝金(以下「祝金」という。)の給付を行い、住民福祉 の向上に寄与することを目的とする。

(祝金の額)

第2条 祝金の給付金額は、次のとおりとする。

- (1)満80歳及び満85歳の者 年額 5,000円
- (2)満88歳、満90歳及び満95歳の者 年額 10,000円
- (3)満99歳の者 年額 20,000円
- (4)満100歳以上の者 年額 30,000円

〇中井町敬老祝金給付条例(2)

(受給資格)

第3条 祝金の受給資格は、毎年9月15日現在において、本町に 3か月以上居住する町民とし、同日をもって前条各号に掲げる 年齢に達した者とする。

(祝金の支給)

第4条 祝金は前条に規定する受給資格者に対し、毎年9月15日に 支給する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行について、必要な事項は町長が別に定める。

〇中井町敬老祝金給付条例施行規則

- 第1条 この規則は、中井町敬老祝金給付条例(平成12年3月 27日中井町条例第5号)の実施に関し必要な事項を定めるも のとする。
- 第2条 祝金受給が次の各号の一に該当したときは、祝金の給付 を受ける資格を失う。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 本町の住民でなくなったとき。
- 第3条 便宜上の事由をもつて単に本町内に住居のみを移し、他 市町村内に在住中の者及び本町に住民登録の手続きをなさず居 住中の者には本条例に基づく給付はこれを行わない。
- 第4条 祝金給付の事務を処理するため次に掲げる帳簿を備えつけるものとする。

〇事業概要(1)

1. 対象年齢と支給額

80歳・85歳

88歳・90歳・95歳

99歳

100歳以上

5,000円

10,000円

20,000円

30,000円

2. 受給資格

毎年9月15日を基準日として、町に3か月以上居住する町民

〇事業概要(2)

3. 支給方法

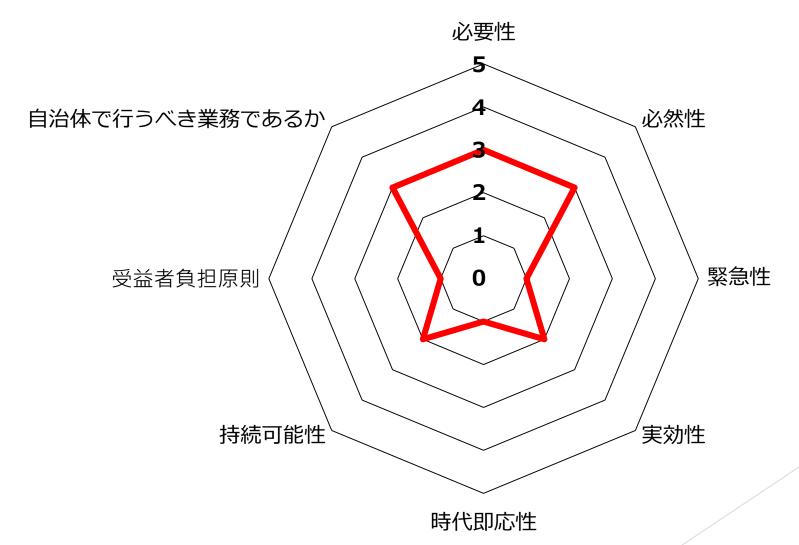
民生委員による戸別訪問による手渡し

- ・地区別に23人の委員が担当
- ・一人当たり配布人数 5~25人
- ・一人当たり配布額 3~20万円

4. 支給時期

敬老の日前後

〇提案着眼点



〇事業の変遷(1)

- ・平成12年度【制度創設】 ※75歳以上の高齢者へ一律支給 対象者609人 決算額 2,918,000円
 75~79歳 3,000円 80~89歳 5,000円
 90歳以上 10,000円
- ・平成21年度【年齢改定】※80歳以上の高齢者一律に支給 対象者557人 決算額 4,348,000円
 80~89歳 5,000円 90歳以上 10,000円

出典元:神奈川県年齢別人口統計調査

○事業の変遷(2)

・平成29年度【金額・年齢改定】※節目年齢支給に変更

対象者 2 3 7 人 決算額 1,730,000円

80歳・85歳

88歳・90歳・95歳

99歳

100歳以上

5,000円

10,000円

20,000円

30,000円

出典元:神奈川県年齢別人口統計調査

〇現状(令和3年度見込)

1. 年齡別支給額

```
80歳・85歳 950,000円 190人
88歳・90歳・95歳 760,000円 76人
99歳 60,000円 3人
100歳以上 240,000円 8人
```

2. 総支給額

277人 2,010,000円

〇過去5年間推移

	律	節			
実施年度	H 2 8年	H 2 9年	H 3 0年	R 1年	R 2年
対象者数	700人	230人	239人	243人	269人
決算額	4,230 _{千円}	1,730 _{千円}	1,760 _{千円}	1,865 _{千円}	2,080 _{千円}

〇過去5年間推移(実績額)

	H 2 8年	H 2 9年	H30年	R 1年	R 2年
80歳	2,780,000	435,000	475,000	460,000	530,000
85歳	0	275,000	265,000	285,000	290,000
88歳	0	450,000	440,000	350,000	440,000
90歳	1,450,000	240,000	260,000	390,000	360,000
95歳	0	90,000	140,000	100,000	110,000
99歳	0	60,000	60,000	100,000	80,000
100歳~	0	180,000	120,000	180,000	270,000
	4,230,000	1,730,000	1,760,000	1,865,000	2,080,000

単位:円

※H28年のみ区分は80~89歳及び90歳以上

〇今後5年間見込み (現行同様の実施)

実施年度	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年
対象者数	302人	357人	431人	445人	462人
予算額	2,415 _{千円}	2,875 _{千円}	3,550 _{千円}	3,855 [∓] ⊞	

〇今後5年間推移(給付見込額)

	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年
80歳	495,000	725,000	790,000	710,000	615,000
85歳	390,000	410,000	440,000	515,000	605,000
88歳	510,000	470,000	690,000	800,000	820,000
90歳	380,000	410,000	510,000	490,000	690,000
95歳	190,000	150,000	350,000	320,000	210,000
99歳	120,000	200,000	260,000	300,000	380,000
100歳~	330,000	510,000	600,000	720,000	810,000
	2,415,000	2,875,000	3,640,000	3,855,000	4,130,000

単位:円

〇足柄上郡5町の状況

自治体	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
対象・ 支給額	80歳 5,000円 85歳 5,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 10,000円 99歳 20,000円	77歳 5,000円 88歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳 30,000円	88歳 10,000円 99歳 50,000円 100歳 50,000円	【地域振興券】 77歳 5,000円 80歳 5,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳 30,000円	88歳 10,000円 100歳 50,000円
支給方法	民生委員手渡し 100歳以上のみ 町長訪問	77歳、88歳 民生委員手渡し 99歳、100歳 町長訪問	口座振込※コロナ対応のため	郵送 (簡易書留)	口座振込

〇近隣町の状況

箱根町	真鶴町	湯河原町	二宮町	大磯町
80歳 5,000円 90歳 10,000円 100歳 20,000円	【地域振興券】 77歳 5,000円 【祝金】 88歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳 30,000円	77歳 5,000円 88歳 10,000円 100歳 30,000円	【地域振興券】 88歳 20,000円 100歳 30,000円	88歳 10,000円 99歳 10,000円 100歳 10,000円
口座振込	窓口手渡し	口座振込 ※コロナ対応のため	郵送 ※コロナ対応のため	口座振込 ※コロナ対応のため

〇近隣市の状況

自治体	小田原市	秦野市	伊勢原市	南足柄市
対象· 支給額	88歳 10,000円 100歳 50,000円	88歳 5,000円 100歳 30,000円	【記念品】 88歳 3,000円 【祝金】 100歳 20,000円	100歳 50,000円
支給方法	民生委員 手渡し	民生委員 手渡し	祝金 口座振込記念品 郵送	市長訪問

〇課題

1. 施策転換の必要性 現金給付からサービス給付へ

長寿を祝福する目的との整合性

- 2. 支給方法 民生委員による手渡し
- 3. 対象の妥当性 平均寿命 女性87.74歳 男性81.64歳 (2020年度厚生労働省調査)

〇提案概要

1. 対象年齢の引き上げ

2. 支給方法の見直し

3. 支給内容の見直し

〇改善策 (1)

1. 支給年齢の引き上げ

7段階 ⇒ 3段階 (80歳、90歳、100歳)

2. 支給方法の見直し

民生委員手渡し⇒□座振込

〇今後5年間見込み (支給年齢見直し実施)

実施年度	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年
対象者数	140人	192人	219人	204人	208人
予算額	965 _{千円}	1,315 _{千円}	1,600 千円	1,590 _{千円}	1,785 _{千円}

支給年齢見直しによる効果

見直し前(R4~R8総額) 16,445千円

見直し後 7,165千円

削減額 9,280千円

〇今後5年間改定後推移(額見込)

	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	R 8年
80歳	495,000	725,000	790,000	710,000	615,000
90歳	380,000	410,000	510,000	490,000	690,000
100歳	90,000	180,000	300,000	390,000	480,000
	965,000	1,315,000	1,600,000	1,590,000	1,785,000

単位:円

〇改善策 (2)

3. 支給内容の見直し

- ①現金支給から祝品へ変更(地域振興券「きら」)等
- ②現金支給からサービス支給への転換

【施策例】

■ 移動手段の確保 公共交通機関利用促進事業 地域公共交通機関利用促進事業

〇考 察

- ・条例制定当時と現在では社会情勢が異なり、 祝金=福祉の増進・敬老意識の高揚ではない
- ・高齢者の一部ではなく、全体へのサービス提供を 可能とする施策展開が必要
- ・高齢者と行政、両サイドの視点・ニーズを結合させる

ご清聴ありがとうございました。

